

ノーマア・ミナマタを語り継ぎ、住みよいまちづくりを！

# NPOみなまた



No.21 (2006年10月)



ノ - モアミナマタ裁判提訴 1 周年を記念する集会在、10月25日に熊本市内で開かれました。

原告団、弁護団のほか支援の皆さん500人が集まり、司法による救済制度確立を求める声明が採択されました。

また、集会では、環境大臣が設置した水俣病に係る懇談会の委員を務められた吉井正澄さん（元水俣市長）、丸山定巳さん（久留米工業大学教授）、加藤タケ子さん（ほっとはうす施設長）の講演があり、「提言」が出されるまでの経過や「提言」の意義などが報告されました。そのなかで、「提言」を今後の闘いの材料にしてほしいとのエ - ルも送られました。



発行：NPOみなまた 発行責任者：橋口三郎 ☎867-0045 水俣市桜井町2-2-20

☎0966-62-9822 fax0966-62-1154 Eメール：npo@minamata.org <http://minamata.org>

題字：江口 睦美

(カット：くさのあき)

## 第8回 国際水銀会議 — 世界の水銀研究の現状 —

第8回国際水銀会議が米国、ウイスコンシン州、マディソンで2006年9月6日から11日に開催されました。会場は米国の有名な建築家であるフランクロイド・ライドの設計による湖畔に面した近代的な建物です。初日の開会式では水俣病公式確認50年にあたるとして、国立水俣病総合研究センターの衛藤所長が水俣からの環境を無視した経済発展への反省のメッセージを読み上げました。また、水俣や中国等の子供達のメッセージを絵で表したものが会場に展示され会場を和ませていました（写真、参照）。大会は史上最高の参加者で、約200の口頭発表、800の掲示発表、大気中水銀、健康問題、漁場回復及び社会問題の全体討論4つが行われました。日本からの参加者は約30人で、口頭発表では協立クリニックの高岡先生が水俣病認定患者の感覚障害について、坂本が魚介類摂取のリスクと利点についての研究成果を発表しました。国際水銀会議は数年に一度、世界中の水銀研究者、行政及びNGO関係者が一同に会しての会議で、皆の研究成果を討論しあうのみでなく、久しぶりの旧交を温めあえるという絶好の場でもあります。



さて、国際水銀会議の正式名称は“地球規模汚染物質としての水銀に関する国際会議”です。水銀の環境中への排出は、自然の火山活動等によるものが年間1,000 t、ヒトの生産活動由来によるものが年間2,600 tと推定されています（UNEP, 2003）。すなわち、地球規模での水銀の排出は産業革命以降、更に増加してきたと考えられ、UNEPによる、水銀排出の国際規制に向けた動きも始まっています。大気中に放出された水銀は、海洋中でその一部がメチル化して食物連鎖に乗ります。そして、その水銀濃度は食物連鎖の上位にいるものほど高く、クジラ（歯クジラ）では10ppm、サメ、メカジキやマグロで1 ppmを超えるものがみられます。



自然界への水銀の排出は地球規模であるため、これらの魚介類等中の水銀濃度は世界の海域を問わずに高いのです。そして、メチル水銀はヒトのヒトたる所以である脳、特に、感受性の高い胎児の脳に母親より高い濃度で蓄積して障害を与えることが分かっており、ハイリスク・グループは胎児であるとし、欧米各国は妊婦の魚類等の厳格な摂食規制基準を打ち出しています。遅きに失した感じがしないでもありませんが、日本でも昨年、水銀摂取に関する注意事項

が厚生労働省から発表されました。日本における低濃度メチル水銀の子供の発達に及ぼす影響に関する研究も数年前から始まっています。

坂本 峰至（国立水俣病総合研究センター）

## 第8回 国際水銀会議に参加して

2～3年に一度の割合で開かれている水銀国際会議には、1999年のリオデジャネイロでの第5回の会議から参加しています。水俣における人体被害についての発表は毎回行なってきましたが、第8回目となる今回は、水俣病関西訴訟の最高裁判決後急増した水俣病検診受診者の実態を知らせる必要があると感じ、1月に3つの抄録を出しました。今回は、幸い3演題のうち1演題は20分間、口頭で発表することができました。



現在実際に検診を受診している人びとの症候については、ポスター発表「水俣病発生約50年後の水俣周辺地域における新たな検診受診者の徴候」で、新たな受診者には明らかな神経徴候が存在することを報告しました。このような事態が今になって起こっている社会的、心理的背景を、世界の研究者に正しく認識・理解してもらうために、その被害者の意識についてのアンケート調査に関して、ポスター発表「水俣病の発生から約50年を経て、なぜ多くの住民が水俣病検診を受け始めたのか？」にまとめました。

その研究結果がもたらす政治的影響を考慮してか、日本だけでなく世界各国においても、実際の汚染現場における人体汚染被害の研究は必ずしも多くはありません。特に、感覚障害を積極的に扱う研究者は決して多くはないのです。純粹客観的に感覚を測定する方法も存在しますが、億単位のコストがかかる一方極めて感度が悪く、現状では役立ちません。このような状況のなかで、感覚障害をいかに科学のベースに乗せていくのか、というテーマに対して、これまで行なってきた体性感覚に関する定量化の結果を「メチル水銀汚染地域住民の感覚障害の特徴」として発表しました。いずれの発表も、参加者からの質問もあり、それなりの手ごたえを感じることが出来ました。ただし、カナダやブラジルなど、世界の他の地域で実際に感覚障害の検討がなされるまでには、もう少し時間がかかるかもしれません。

他の参加者の発表で印象的だったのは、ブラジルのパラ大学のルイズ・カルロス・L・シルベイラ氏の視覚異常に関する発表でした。メチル水銀の視覚への影響に関しては、視野狭窄として知られていますが、診察によって視覚異常が認められない患者の多くにも、視覚異常の自覚症状が存在しており、視野狭窄が出現する前段階での異常をどうやってとらえるのか、という関心がありました。それに対して、視覚のコントラスト感度を測定し、私が触覚で用いた心理物理学も応用するということをしておられました。水俣病の患者さんでは、恐らく異常が確認できるのではないかと考えています。

次回の水銀国際会議は、2009年に中国であります。次回には、おそらく、他の分野や、より進んだ段階の研究を発表できることと思いますので、引き続き、臨床研究を積み重ねていきたいと考えています。

高岡 滋（神経内科リハビリテーション協立クリニック）

# 真の自立支援とは

## ☆宮崎さんの講演に参加して

宮崎和歌子さんによる「真の自立支援」と題する講演会に参加しました。宮崎さんは東京で社会福祉法人すこやか福祉会で6つのグループホームを運営されています。また、医療法人健和会訪問看護ステーション統括所長として活躍されています。

宮崎さんご自身が運営されるグループホームの実践について生き生きと熱っぽく語られ、私はグングン話しに引き込まれ聞き入ってしまいました。

宮崎さんのグループホームではお年寄りの自立した暮らしを大事にするケアを実践されています。足が腫れて歩くのも大変な方の居室を2階にして成功した事例を話されました。その方はご自分が食べたい料理を作るために、階段の上り下りも自力でされ、自ら買い物に出かけ、台所に立って調理されているそうです。そのような積極的な生活をされるなかで足の浮腫もとれ、足取りも軽くなられたそうです。

また、入居者だけで電車に乗って遊園地に出かけ、その上、ジェットコースターに乗って楽しんでこられた様子も語られました。

目からウロコ。宮崎さんの話はグループホームのあり様を根本から問う内容でした。

## ☆ふれあいの家の実践～

ふれあいの家は、発足して8年になります。入居者の皆さんもご高齢になり、簡単な家事もままならない状況になってきました。中でもAさんは、最近不安感や焦燥感が強くなってきています。時々、「赤ちゃん帰り」の状況になられ、甘えて頻繁に手を“スリスリ”して職員を求め呼びつづけられます。スタッフはそんなAさんとの関わり方について悩んでいました。

入居された頃のAさんは、身の回りの事をご自分でできていました。思い起こせば、トイレの失敗（間に合わなくなる）が多くなったために、職員がついついAさんのズボンをおろして差し上げることにしたのですが、それがAさんの「依存」のは



じまりでした。そして、そのことをきっかけにAさんに起こる様々な場面で職員が手を出してしまうようになりました。

ある時、ふと、「Aさんは、もっといろいろご自分でやれる方では？」と思い、4月のとてもおだやかな日の入浴時に、「Aさん服を脱いでください」「体を洗ってください」と声をかけてみました。そして何と服の着脱、洗身など大方ご自分でできたのです。驚きでした。

その事がきっかけになってAさんは色々なことをご自分でされるようになりました。不安感、焦燥感は続いていましたが、根っこに「自信」がよみがえってきたようでした。Aさんがどう変わっていかれるのかとスタッフ一同楽しみにしていました。

でも、そんな折り、残念なことが起きました。Aさんが、転倒され骨折に見舞われたのです。そして入院、手術。幸い手術は成功しました。退院されて3ヶ月がたちますが、弱った足腰をいたわりながら、今、また出発点です。

## ☆真の自立支援に向けて

ふれあいの家の入居者のみなさんは、本当に重度な方が多く、お一人おひとりが自立した生活をおくることは大変です。私たちスタッフはまだまだ力不足ですが、“それぞれの方が持っている生きる力を存分に発揮していただける支援を”を目指して頑張っていきたいと思っています。「真の自立支援」は、これからも大きな課題です。

佐藤 順子（ふれあいの家スタッフ）

## グループホームの生活は…

私は介護スタッフとしてキトさん家に入ってから1年経ちます。その間に入居者の方の入れ替わりもありました。

グループホームでの暮らしについて、和気あいあいと過ごされているというイメージを皆さんもっておられないか？。でも実際は、全くの他人同士、ましてや70年80年と人生を歩んで来られた方々の集まりです。お互いが理解し合い慣れるまでにはぶつかり合いもあります。

例えば食器の洗い方1つにしてもやり方が異なります。その洗い方ではダメだと指摘される方、指摘された方はムッとされます。“あの人は後から入ってきたのに…”と腹の立たれることもある様です。でも時間が経つにつれお互いがゆずり合ったり、手伝ったりとそれぞれのペースをつかんで来られる様です。

スタッフは入居者の方々の自立支援と共に、お年寄り同士の関係を影ながら支えなければなりません。大変難しいことです。まだまだ未熟な分、この仕事を通して自分も成長していけたらと思います。

中山 ともみ(キトさん家スタッフ)



### ニューフェイス よろしくお祈いします

私はこれまで十年ほど介護の世界に携わってきました。介護職として働き始めたのは、高齢の方との関わりが好きということです。お年寄りから自分の知らない歌や言葉、昔の体験などを伺うことがあります。また、高齢の方は人としての『情』が深く、私自身もお年寄りの『情』に触れ、ホッとした温かい気持ちを感じさせていただくこともあります。

(『情』とは、心から言葉を発すること。表情・考え方など)

『三郎の家』では、ご利用者様のペースでゆっくりと過ごされていることが印象的でした。生活の中でご利用者様に出来る事を行っていただき、ご利用者様の自尊心に働きかける。人は、誰かに頼られることにより生きがいを見出すと私は思います。認知症であっても、人に頼られ、また頼られていることをその時だけでも実感すること・・・、認知症の方の生活にとっても大切なことだと改めて感じました。



これからも、ご利用者様に寄り添い、日々の生活を楽しく過ごしていただけるよう努めたいと存じます。どうぞ、よろしくお祈いします。 山田 静香(三郎の家スタッフ)

.....

今まで保育士としてかわいい子供達を相手にしてきた私にとって今回の転職は180度の方向転換です。不器用な私ですので周囲の皆様には御心配、御迷惑のかけおしで申し訳なく思っています。皆様のおかげで今日があります。感謝。

思えばヘルパーの資格を取ったきっかけは父の看病のときに、病気の父に“どう接したらいいのか”という思いを度々したからでした。

今後、いろんな経験をもっておられるお年寄りのみなさんから教えていただき、少しでも利用者のみなさんのお役にたてたらと思っています。

また、年々年をとっていく義母、母のためにも今の経験が役立つことを願っています。

また、水俣は「環境・福祉の水俣」をアピールしています。水俣が、水俣に住んでいる人達がみんな手を取り合って暮らす姿を世界に向けて発信していくことが大切だと思います。

森山 菜穂子(のがわの家スタッフ)



# チッソの分社化について

弁護士 中島 潤史

## 1 チッソの分社化とは？

「チッソの分社化」という議論をご存じだろうか。チッソ株式会社が、水俣病問題で多額の借金を負うこととなったため、水俣病認定患者への補償金や公害防止事業費負担金などの支払いを行う清算会社と、業績が好調な液晶部品生産などを行う事業会社とを分離して、別々の会社にしてしまおうという案である。これによって、チッソは新たな事業展開をやすくなるという。

チッソは、昭和48年の補償協定に基づき、水俣病認定患者に対して、一時金、医療費、年金などの補償金を支出している。しかし、昭和52年には、補償金支払いの増加により倒産のおそれが出てきたため、昭和53年、国は、チッソに対する金融支援措置を決定した。

この金融支援措置というのは、熊本県がチッソのために県債を発行して、これを国や金融機関が引き受け、熊本県はこれによって調達した資金をチッソに貸し付けて、チッソはこの資金をもとに患者の方々に補償金を支払うこととするというものであった（つまり、チッソは熊本県に借金をすることになる）。

しかし、平成11年になると、チッソの借金は1400億円を超えたため、熊本県はこれ以上チッソに貸し付けることができなくなった。そこで、チッソは、年間40億円を超える利益を確保するので、その利益の中から患者への補償金等を支払っていくことを提案し、政府はこれを基本とする新たな金融支援策について閣議了解をした。

このときに、利益を確保する手段としてチッソから提案されたのが「分社化」であった。ただ、当時は、チッソの責任があいまいになることや、清算会社が患者補償と借金返済を確実に実施する保証がないなどの理由で、実現は先送りされた。

ところが、平成18年4月26日になって、自民党水俣問題小委員会は、チッソの分社化を検討する方針

を確認し、チッソの後藤舜吉会長も、分社化について、「患者補償と公的債務の早期返済の義務を果たすためには、収益力の強化が重要であり、取引や合併などの事業展開をやすくするために、債務超過の状態をどうにかしたい」と説明したという報道があった。

こうして、平成11年に提案されたチッソの分社化論が、再び検討され始めたのである。



## 2 チッソが分社化されるとどうなるか？

補償部門と事業部門とを分社化するのはアメリカに先例がある。アメリカでは、1960年代から、アスベスト被害者からアスベストメーカーに対する訴訟が大量に提起されるようになり、メーカーが次々と倒産するという事態が起こった。

その中でもジョンズ・マンビル社は世界最大のアスベストメーカーであり、毎年のように損害賠償総額が増大して数十年先まで続くことが予想された。そのため、同社が倒産すれば、多数の被害者が救済されない事態が生じることは確実であった。

そこで、1982年、同社は、被害者への補償を行うトラスト・ファンド（信託基金）を設立して事業部門と分離し、分社後の利益の20%を毎年このファンドに拠出することとした。イメージダウンしていたマンビル社の社名も「シューラー」に変更した。

こうして、マンビル社は業績を回復し、現在の年間売上げは約2800億円にもなると言われている。

ところが、トラスト・ファンドは、マンビル社の倒産から被害者を守る目的で設立されたはずであったが、現実には被害者への補償はきわめて不十分なものであった。相次ぐ被害者からの申立てのため、1994年にはトラスト・ファンドは破綻状態となり、2000年には被害者への配当率が5%にまで下がった。

結局、トラスト・ファンドというのは、弁済でき

る範囲で弁済するという点で、マンビル社の責任を限定するものであり（有限責任化） お金に合わせ被害者の救済範囲を決めることになるという問題をかかえている制度であった。

このようなアメリカの先例から明らかのように、チッソが分社化された場合にも、これと同様の事態が生じることは目に見えている。

建前では、チッソの業績が回復すれば水俣病患者への補償も確実にできるということになるが、実際には、チッソは過去の負担から逃れる一方、患者への補償はきわめて不十分なものとなる可能性が高い。それどころか、補償を行う方の会社がその負担に耐えきれなくなったときには、その会社を倒産させることも視野に入れられている疑いがある。

チッソの分社化論は、被害者救済よりも、加害者救済に力点を置いた議論なのである。

### 3 分社化を許さない！

ここで、第2の政治解決策というものも提案されていることを忘れてはならない。これは一定額の一時金などを水俣病被害者の方々に支払って、水俣病問題を解決しようとするものである。

しかし、提案されている補償内容は司法が認めたものに比較して不十分であり、チッソの補償金額を安く抑える結果となることは明らかである。

つまり、チッソの分社化と第2の政治解決策は、いずれもチッソの責任を限定するものであって、これらがワンセットになれば、確実にチッソを水俣病問題から解放させてしまうことになる。

チッソ分社化の実質は、過去の負担からの解放である。このような分社化を、決して許してはならない。

以上

## ご家族からの手紙

父は、今年の3月にお陰様で86才の誕生日を迎えることが出来ました。父が長生きさせて頂いておりますのは「三郎の家」のスタッフの皆様の献身的な介護のお陰です。

入居者の異常に直ぐ気付き病院受診させ治療して頂いていること。常日頃より、脱水を起こさせないように水分補給を充分注意して頂いているお陰様だと感謝しております。

### ☆「三郎の家」への入所動機…

平成12年1月、心筋梗塞発作を発症した頃から父の認知症がひどくなり母に手を上げて暴力を振るうようになりました。母が父と同居するのは怖いと言い出しましたので理学療法のための入院だからと父を説得して療養型病棟に入院させました。しかし、おとなしくしていたのは一週間だけで、それが過ぎると家に帰ると暴れ出しました。

丁度その頃「三郎の家」が開所されましたので早速父を連れて見学に行きました。「三郎の家」は海の近くにあり大好きな海がいつでも眺められるので、父は一目で気に入りました。その日は見学だけだったので父を自宅に連れて帰りますと何故その日すぐに入所出来ないのかと怒り出したくらいです。

入所しましてからは、デイサービスで週2日間お世話になっている母が父に面会出来ましたので家族としましては大変助かっておりました。デイサービスがオフになってとても残念に思います。



猫のミーちゃんとお昼寝  
“こりゃ～よかばい。淋しくなかばい”

### ☆最近のこと…

母と違って父は歌を唄うのがとても下手なので自宅では、父が歌う姿をあまり見かけませんでした。でも、最近はスタッフの方がCDをかけてくださると喜んで歌っております。

このように父が穏やかな日々を過ごさせて頂いておりますのは「三郎の家」のスタッフの皆様と関係者の皆様のお陰と感謝しております。有難うございます。

合掌

（長女）平山 香代子



## 15年ぶりの水俣訪問

水俣病第三次訴訟の和解が成立した翌年（平成9年）の1月に、私は福岡高裁判事を定年退官して東京の自宅に戻りました。引っ越しの準備の合間に、福岡司法記者クラブの方々と懇談する機会があり、その記事が何誌かの新聞に載りました。その際に、私は「いつの日か水俣を訪ね、水俣が良い方向に向かっていることを確認できれば嬉しい。」と語っていますが、そのときは水俣をいつ訪問できるのか想像も



していませんでした。

さて、水俣病公式発見50年の今年の3月12日（みなまたの50年フォーラム）と6月11日（みなまた50年シンポジウム）にお招きを受けて、久しぶりに御当地を訪問することができました。平成3年5月に裁判の現地検証に参りまして以来の15年ぶりです。中山裕二さんの御案内で水俣病資料館を見学したり、水俣湾の埋立状況を拝見したりしたほか、橋口さんの「三郎の家」にもお邪魔して入居者の皆さんの落ち着いた表情やスタッフの方々の甲斐甲斐しいご活躍ぶりを目の当たりにしました。

公式発見50年の今なお未解決の問題が少なくないことに胸が痛みますが、多くの方々の熱意や工夫や努力が積み重ねられて、水俣が確実に良い方向に向かっていることを実感することができました。全国の多くの自治体に参加する環境都市コンテストで水俣市が2年連続して第1位に輝いたということも伺い、とても嬉しく思います。

皆様方のますますの御健勝と御活躍をお祈り申し上げます。

弁護士 友納 治夫

### 活動日誌（2006年8月～10月）

#### NPOみなまた

- 8月23日 事務局会議〔毎週水曜定例〕
- 9月21日 介護部会  
小規模多機能指定事業選定プレゼンテーション
- 22日 理事会
- 10月4日 水俣・芦北ブロック学習会参加
- 20日 介護部会、  
理事会
- 30日 ふれあいの家地鎮祭

#### 関係団体

- 8月11日 ノーマミナマタ裁判6陣提訴
- 27日 水俣病不知火患者会、水俣病現地調査  
決起集会
- 10月25日 ノーマミナマタ裁判提訴1周年集会

### ★★★ 書籍のご案内 ★★★

#### 『水俣 胎児との約束』

～医師・板井八重子が受けとったいのちのメッセージ～  
矢吹紀人 編 大月書店

有機水銀による「異常妊娠」など胎内汚染の真実を追究した活動記録です。

☆ご購入用の方は当法人事務局までご連絡下さい

### ふれあいの家建設が始まりました

会員のみなさま、ふれあいの家建設にあたりましてのご理解とご協力、本当にありがとうございます。おかげさまで来年4月開所に向けての建設工事に取りかかることが出来ました。

10月30日に区長さんをはじめご近所の方々に来ていただき無事に地鎮祭を済ませ、いよいよ本格的な建設が始まっています。

引き続き、みなさまのご協力をよろしく願い申し上げます。



### 編集後記

NPOみなまたを設立して早、5年が過ぎました。機関紙も今回で21号目となりました。年4回の発行を何とか続けてこられたのも皆さまのご協力のお陰です。心からお礼申し上げますとともに今後も変わらぬご支援をいただきますようお願い申し上げます。